

耕作放棄地解消対策について

会 津 若 松 市
会津若松市農業委員会

〔趣 旨〕

- 国際的に食料事情が不安定化するなかで、食料の安定供給・食料自給率の向上を図るためには、優良農地を確保するとともに、耕作放棄地を解消し、農地として有効に利用することが必要不可欠である。
- 昨年、国において、地域の状況に応じたきめ細やかな対策を実施することにより、5年後を目途に耕作放棄地の解消を目指すとする方針が打ち出された。(平成19年11月「農地政策の展開方向について」)
- 市としても、良好な営農環境を保全するとともに、限りある資源である農地を有効活用することにより地域農業の活性化を図っていくため、耕作放棄地の解消に取り組むこととする。

〔事業内容〕

- 耕作放棄地の現状を的確に把握し、地域の状況にあったきめ細かな対策を実施するため、まず、市及び農業委員会等において、「耕作放棄地全体調査要領（農林水産省策定）」に基づき、管内の耕作放棄地を一筆毎に調査し、基準に照らして「農地」「非農地」に区分する。
- 「農地」に区分された耕作放棄地については、農林水産省が策定した「耕作放棄地解消支援ガイドライン」に基づき設置される耕作放棄地解消対策協議会において、営農再開又は保全管理に分類した上で、所有者の意向を踏まえ、解消策の実施に向けた利用調整等を行う。
- 農地に復元するための条件整備が著しく困難な耕作放棄地については、農業委員会等における再現地調査・農業委員会総会の議決を経て、農地法の農地に該当しない「非農地」に区分する。
- 市においては、協議会での検討・調整を踏まえて、耕作放棄地解消計画を策定し、関係機関・団体と連携・協力しながら、解消計画の着実な推進により耕作放棄地の解消を図る。

※ 会津若松市耕作放棄地解消対策協議会

設立年月日：平成20年6月5日

会 長：会津若松市農業委員会会長

構 成：11 団体（福島県会津農林事務所、あいづ農業協同組合、戸ノ口堰土地改良区、会津中央土地改良区、会津若松市湊土地改良区、会津東部土地改良区、会津大川土地改良区、会津宮川土地改良区、会津農業共済組合、会津若松市農業委員会、会津若松市）

○ スケジュール

時期	会議等	内容	実施主体
7月下旬～ 8月下旬	(現地調査)	●耕作放棄地を一筆毎に調査し、「農地」「非農地」に区分	市、農業委員会等
～9月上旬	(非農地判断依頼)	●農業委員会へ「非農地」の最終判断を依頼	市
9月上旬	(事前通知)	●所有者へ「非農地」に係る調査実施を事前に通知	農業委員会
9月中旬～	(再現地調査)	●「非農地」に区分された土地の現地確認	農業委員会等
10月20日	農業委員会総会	●再現地確認においても、農地に該当しないと判断された土地の「非農地」の決定	農業委員会
10月下旬	(非農地通知)	●所有者へ農地に該当しないと判断した旨を通知	農業委員会
10月末	協議会幹事会	●所有者の意向を踏まえて、「農地」と判断された土地を営農再開又は保全管理に分類 ●地域の実情にあった具体的な耕作放棄地解消対策の協議・検討	協議会
11月下旬	(計画案作成)	●幹事会での検討結果を基に、解消計画案を作成	市
11月末	協議会総会	●営農再開又は保全管理の分類を承認 ●解消計画案への意見聴取	協議会
12月	(計画策定)	●解消計画の決定・報告	市

<現地調査日程>

月日	調査地区	調査員	調査対象筆数
7/29 (火) 午後2時～	北会津 館ノ内地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市農政課 ・市農業委員会事務局 ・地元地区農業委員 ※ 県会津農林事務所、各土地改良区にも協力依頼	館ノ内全域 5筆
7/30 (水) 午前9時～	若松 高野地区		高野全域 13筆
7/30 (水) 午後2時～	若松 神指地区		神指全域 23筆
7/31 (木) 午前9時～	河東 八田地区		八田全域 25筆
8/1 (金) 午前9時～	若松 湊地区		赤井 24筆 共和 8筆 静潟 20筆
8/6 (水) 午前9時～	若松 門田地区		門田全域 9筆
8/7 (木) 午前9時～	河東 日橋地区		日橋全域 29筆
8/8 (金) 午前9時～	河東 堂島地区		岡田等 35筆
8/19 (火) 午前9時～	河東 堂島地区		郡山等 40筆
8/22 (金) 午前9時～	若松 湊地区		平潟 11筆 原 17筆
8/25 (月) 午前9時～	若松 東山地区		牧沢 30筆
8/26 (火) 午前9時～	若松 大戸地区		大戸全域 40筆

※ 調査対象筆数は、現時点で耕作放棄地と思われる農地の数ですが、生産調整に係る不耕作地などの調査対象外の農地であることが判明すれば、調査対象から除きます。